

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	水道局総務部お客さまサービス課（06-6616-5473）
処分課（担当）名	水道局総務部お客さまサービス課（北部方面営業担当及び南部方面営業担当）
処分の名称	下水道使用料の徴収
概要	公共下水道の供用を開始したときは、下水を排除すべき区域を公示した区域内の利用者から、1月につき大阪市下水道条例別表第1に定める金額に100分の110を乗じて得た額を使用料として徴収する。ただし、市長から水道局長に委任されている事務に限る。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市下水道条例 第11条、第11条の2、第12条、第12条の3、第27条 ・大阪市下水道条例施行規則 第11条、第12条、第13条、第32条 ・大阪市水道局長委任規則 第5号 <p>※大阪市水道局長委任規則第5号により、市長から水道局長に委任されている事務に限る。</p>
処分基準	<p>○大阪市下水道条例 （使用料）</p> <p>第11条 公共下水道の供用を開始したときは、下水を排除すべき区域を公示した区域内の利用者から、1月につき別表第1に定める金額に100分の110を乗じて得た額を使用料として徴収する。 （汚水排出量及び水質の認定）</p> <p>第12条 汚水の排出量は、上水の使用量その他の事実により市長が認定する。 （使用料の計算）</p> <p>第12条の3 上水又は工業用水を使用する場合の使用料の計算は、上水道使用料金又は工業用水道使用料金の月計算の例による。</p> <p>2 水道メーター点検定例日を変更したため、1月の使用日数が15日以内となるときの基本額は、別表第1基本額の欄に定める水量区分の水量及び基本額をそれぞれ2分の1として、超過額は、同表超過額1立方メートルにつきの欄に定める水量区分の水量を2分の1として、それぞれ算定する。</p> <p>3 水道メーター点検定例日を変更したときの第11条第2項の規定による使用料については、その月の上水又は工業用水の使用水量を日割計算して、1月に換算した水量に井河水その他の使用水量を加算した水量が1,250立方メートル以上の場合にのみ徴収する。</p> <p>○大阪市下水道条例施行規則 （端数計算）</p> <p>第11条 条例第11条第1項から第3項までの規定により算定した使用料に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。 （汚水排出量の認定）</p> <p>第12条 条例第12条第1項の規定による汚水排出量の認定は、次の各号による。</p> <p>(1) 上水又は工業用水を使用するときは、その使用水量を汚水排出量とみなす。ただし、水の使用状況等によりこれにより難い特別の理由があると認めるときは、使用者の申請により、市長がこれを認定する。</p> <p>(2) 上水道共用栓給水装置により上水を使用する場合の汚水排出量は、各戸均等とみなす。ただし、市長が必要と認めるときは、各戸の汚水排出量を認定することができる。 （外国公館等の使用料の減額）</p> <p>第13条 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第86条第1項に規定する外国の大使館等又は大使等から租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第45条の4第1項に規定する財務省令で定める証明書の提示又は提出及び同項に規定する財務省令で定める事項を記載した書類の提出があつたときは、使用料を減額する。</p> <p>2 前項の規定により減額する額は、使用料1月分に110分の10を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前項の減額する額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。</p>
ホームページ	<p>下水道使用料のご案内 https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000010493.html</p>
備考	